

あなたのペット 迷子対策できていますか？

マイクロチップ登録制度が始まります

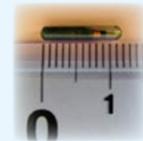
本年六月一日に「改正動物愛護管理法」が施行され、販売される犬や猫へのマイクロチップの装着・登録が義務付けられました。マイクロチップの装着は、飼い犬や飼い猫が迷子になったときの身元確認に利用できます。

この機会に、これから新しく犬や猫を飼う方だけでなく、既に飼っている方もマイクロチップの理解を深め、大切な家族と言えるペットの飼い方を考えてみましょう。



マイクロチップとは

直径1～2mm、長さ8～12mm程度の円筒形で、獣医師が専用の注入器を使って皮下に埋め込みます。記録された15桁の固有の番号を専用リーダーで読み取り、指定登録機関に登録された飼い主情報と照合することで飼い主を特定できます。



○お問い合わせ
保健所生活衛生課
動物愛護係
☎27・8592

1 マイクロチップを装着した犬や猫を新しく飼い始める場合

本年6月1日以降に購入する犬や猫にはマイクロチップが装着されています。新しく飼い始めた場合には、購入した日から30日以内に所有者情報の変更登録を行ってください。
※犬の場合は、別途狂犬病予防法に基づく犬の登録が必要です。

飼い主が必要な手続き

2 すでに飼っている犬や猫に新しくマイクロチップを装着する場合

装着した日から30日以内にマイクロチップの情報と所有者情報などの登録を行ってください。

3 登録した内容に変更があった場合・犬や猫が死亡した場合

変更が生じた日から30日以内に登録事項の変更の届け出をしてください。

マイクロチップの登録・変更登録、届け出の方法

- ▶登録・変更登録手数料 1回につきオンライン申請は300円、郵送申請は1,000円（住所などの登録事項の変更や死亡に伴う届け出は無料）
- ▶問い合わせ先 環境大臣指定登録機関 公益社団法人日本獣医師会（☎03-6384-5320）
- ※詳しくは「犬と猫のマイクロチップ情報登録サイト（<https://reg.mc.env.go.jp>）」をご覧ください。



登録サイト



マイクロチップを未装着の犬や猫を飼っている方へ

マイクロチップの装着は義務ではありませんが、マイクロチップを装着していれば、万が一犬や猫が迷子になった場合に、飼い主の元へ戻ってくる確率が高まります。ぜひ、マイクロチップの装着を積極的に検討しましょう。



大切なペットが迷子になったら

犬や猫などのペットが迷子になったときは、まず同課や最寄りの警察署に連絡をしましょう。



- 迷子にしない・させないための適切な飼い方
- ・犬は放し飼いにしない
- ・散歩のときは首輪の点検を行い必ずリードを付ける
- ・猫は快適な環境を整えた上で室内で飼う
- ・身元の確認ができるマイクロチップや迷子札を付ける

「さくら耳の猫」を ご存じですか？

皆さんの中には、外を歩く猫の中にさくらの花びらのような、耳をV字カットした猫を見かけたことがあるかもしれません。これは、不妊・去勢手術を受けた野良猫に施されるものです。雄は右、雌は左の耳がカットされます。さくら耳の猫たちは、市で推進している「猫管理活動(*)」を行う方々が世話をしています。

*猫管理活動

地域の皆さんが、野良猫の問題を「地域の環境問題」と捉え、野良猫の世話を協力して行う活動です。一人一人が協力し合うことが大切です。

猫の不妊・去勢手術の費用を助成

市では所有者のいない猫の不妊・去勢手術に要した費用の一部を助成しています。助成を受けるには、団体の事前登録が必要ですので、詳しくは同課へお問い合わせください。



左耳がV字カットされた雌猫

猫管理活動の3つの効果

- 猫管理活動は、野良猫に餌だけを与える「無責任な餌やり」とは異なります。
- ①不妊・去勢手術により、子猫が産まれなくなる。発情期の鳴き声やけんかが減り、尿臭の軽減が期待される。
 - ②餌場の掃除により、カラスなどによる餌場の散乱や、虫の発生が少なくなる。置き餌の悪臭が軽減される。
 - ③トイレを設置し清掃管理することで、ふん尿被害が軽減される。

猫管理活動を行うには

まずは、地域の実態を把握し、活動グループを立ち上げましょう。活動は、地域住民の理解と協力を得ながら行いましょう。
市では「市猫の適正飼育管理ガイドライン」で猫管理活動の流れを詳しく記載しています。同ガイドラインは同課に備え付けているほか、市ホームページからも入手可能です。